



佐賀県公報

年19平成
月12日
曜金取

III 次

○に改訂の趣旨の公表

○ 諸種の債権回収

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、佐賀県知事等から平成17年度行政監査（未収貸付債権の管理について）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成19年10月12日

佐賀県監査委員 中 村 孝 同 同	松 尾 隼 雄 吉 田 放 也
-------------------	-----------------

第1 知事部局

平成17年度行政監査の結果に基づき講じた措置について

1 総合的な対応（財務課）

講じた措置内容

- (1) 連帯保証人については、貸付けに際し、面談等の保証意志の確認を行い、借受人に未収が生じた場合には、まず、その事実を知らせるとともに、できるだけ早い時期から積極的に請求を行う必要がある。
- (2) 未収金を抱える所属においては、現在の徴収体制や償

(イ) 申

(◎豆が県内規集に掲載されるもの)

- (3) 更には、未収貸付債権の管理を専門的に行う組織の設置や、債権回収会社（サービスサー）への委託等の可能性についても検討する必要があると考える。

未収債権の発生は、融資審査及び債権管理の両面から発生しているものと考えられ、管理を行う専門組織による一元化のメリット及びデメリットについて、関係所属と今後研究していきたい。
また、債権管理業務については、県が直接行うのではなく、専門的な知識や経験を持つ債権回収会社（サービスサー）への委託が効果的・効率的な面もあると考えるが、費用対効果の関係で議論する必要があり、関係所属と今後研究していきたい。
なお、平成19年4月26日に関係所属を集め、「サービス（債権回収会社）導入検討打合せ会」を開催したところである。

2 佐賀県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金（地域福祉課）

講じた措置内容

- (1) 7年間の県内の福祉施設等での従事が困難になつた場合には、貸与期間に相当する期間内で償還する義務が生じるため、借受人には大きな負担となり、滞納が生じるおそれがある。
滞納が発生すれば、長期に及ぶ恐れがあることから、滞納者ごとの管理（貸付台帳、貸付申請書、償還状況記録、

ところであり、今後とも積極的な情報交換を行っていきたい。

ところであり、今後とも積極的な情報交換を行っていきたい。

とともに、各所属を越えて、未収貸付債権の管理に関する積極的な情報交換を行うことが必要である。

<p>(2) 生活困窮等の理由で借受人からの償還が困難な場合は、連帯保証人への償還指導を検討されたい。</p>	<p>訪問指導記録、納付誓約書等)を確實に行わわれたい。</p> <p>監査時点での連帯保証人に請求していなかった債務については、連帯保証人に請求を行った。さらに、今後、それぞれの償還状況、収入状況にによっては、2名の連帯保証人のうち、もう1人の連帯保証人にも償還指導を行うこととした。</p>
<p>3 佐賀県母子寡婦福祉資金貸付金 (母子保健福祉課)</p>	<p>改善を要する事項 講じた措置内容</p>
<p>(1) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。</p>	<p>早急にマニュアルを整備することとした。</p>
<p>(2) 母子保健福祉課は、福祉事務所で償還指導を行うものについては、必要な情報、書類を福祉事務所に送付し、活用させられたい。</p>	<p>平成18年4月から母子寡婦福祉資金業務のシステム化を行い、最新の情報を各保健福祉事務所でも把握できる環境を整備するとともに、貸付金の申請受付から償還指導に至るまでの業務を一貫して各保健福祉事務所において実施している。</p>
<p>(3) 福祉事務所においては、母子自立支援員(嘱託)任せとせず、組織的取組を行われたい。</p>	<p>当該貸付金の業務を一貫して事務所で行うことで、償還に当たっても職員と母子自立支援員が協力して実施している。</p>
<p>また、母子自立支援員については、償還指導に係る研修を実施されたい。(各福祉事務所)</p>	<p>県の母子自立支援員の研修会を通じて研鑽を積むとともに、本県においても最近増加している自己破産にテーマを絞った専門家による研修を実施した。</p>
<p>(4) 県が回収すべき債権を有する借受人関係の一切の書類は、当初設定した保存年限を見直し、回収が完了するまで保存されたい。</p>	<p>貸付けに係る書類を借受人別に整理保管し、償還が終了するまでは関係書類を保存することとした。</p>
<p>(9) 回収可能性が低い債権について、今後、長期間の催告に係る費用対効果も考慮しながら、不納欠損処理も検討されたい。</p>	<p>今後、他県の事例も参考にしながら、不納欠損処理について検討することとした。</p>
<p>(10) 延滞違約金(年利10.75%)については、規定があるのに</p>	<p>延滞違約金については、借受人等に対して未償還金完済時に請求することとした。</p>

請求されていなかつた。免除の必要性があるなら規定の整備を行い、適正に運用されい。

また、違約金の不徴収の決定を受けようとする者があるときは、違約金不徴収申請書を提出させ、管轄の保健福祉事務所においてその内容を審査し、適当と認めたときは違約金不徴収決定通知書により申請者に通知するなど適正な運用を行うこととした。

4 佐賀県看護師等修学資金（医務課）

改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 携帯保証人への請求について、借受人が償還しない場合には、その連帶保証人に對しても積極的に催告を実施していくこととした。 （2）滞納者ごとの状況が明確に確認できるよう個人別の冊子を作成し、滞納者への対応記録や償還状況記録等の確実に行うこと。	滞納者ごとの状況が明確に確認できるよう個人別の冊子を作成し、滞納者への対応記録や償還状況記録等の確実に行うこと。

5 佐賀県高齢者住宅整備資金（長寿社会課）

改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 携帯保証人への請求について、借受人が償還しない場合には、その連帶保証人に對しても積極的に催告を実施していくこととした。 （2）滞納者ごとの状況が明確に確認できるよう個人別の冊子を作成し、滞納者への対応記録や償還状況記録等の確実に行うこと。	滞納者ごとの状況が明確に確認できるよう個人別の冊子を作成し、滞納者への対応記録や償還状況記録等の確実に行うこと。

6 佐賀県中小企業高専化資金貸付金（商工課）

改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 貸付けに当たっては、中小企業総合事業団と県が協力し、専門的な立場から適切なアドバイスや企業診断を行つていながら、貸付実行から短期間で事業不振、破産に至つた案件が散見され、貸付時の審査が十分であったか疑問が残る。 （2）上司は、部下が訪問催告等により把握した債務者の生活状況等や償還指導等について確認するなどして、未収金の徴収については、組織的な取組をされたい。	今後、生活状況等を滞納者調書に記載し、償還指導等については、上司が確認できるようにするなど、未収金の徴収については、組織的に取り組んでいくこととした。

改善を要する事項	講じた措置内容
(1) 携帯保証人への請求について、借受人が償還しない場合には、その連帶保証人に對しても積極的に催告を実施していくこととした。 （2）滞納者ごとの状況が明確に確認できるよう個人別の冊子を作成し、滞納者への対応記録や償還状況記録等の確実に行うこと。	滞納者ごとの状況が明確に確認できるよう個人別の冊子を作成し、滞納者への対応記録や償還状況記録等の確実に行うこと。

<p>(3) 借受人に延滞が生じた場合において、明らかに完済見込みがないときや償還が相当長期間になると見込まれるときには、早期回収を図るため、連帯保証人への積極的な請求を行い、更には担保権の実行についても検討されたい。</p> <p>(4) 回収手段がないものについては、費用対効果を考え、不納欠損処分を検討されたい。</p> <p>(5) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るために、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。</p>	<p>業団体中央会とも連携をとりながら、経営指導に努めてまいりたい。</p> <p>明らかに完済の見込みがないときは、資産の任意売却や担保権の実行による債権の回収を行っており、資産の処分後は、連帯保証人に対して、債務の履行を求めているところである。</p> <p>現在、債権管理の手順を整備したもののがないことがから、債権の状況に応じて、連帯保証人への徵求や担保権の実行などの手順を示した債権管理マニュアルを作成しているところであり、これらを通して、未収金に対する早期解消を図つてまいりたい。</p> <p>連帯保証人への徵求や担保権の実行などの回収強化策を図る中で、資産処分も終了し連帯保証人も資力的に十分な償還が見込めないなど、回収が困難になっている案件も出てきている。</p> <p>貸付原資の一部は国庫補助金であることから、対応については、国へ届出をする必要がある。</p>
--	---

7	佐賀県中小企業設備近代化資金貸付金（商工課）	改善を要する事項	講じた措置内容
(1)	新たな未収金の発生防止のため、定期的に情報収集を行ひ、必要に応じ、経営診断、経営指導を行うことを検討されたい。	新たな未収金が発生しないように、地元商工会・商工会議所等から情報を入手するなどしながら、必	要に応じて、経営・債還指導を行つてまいりたい。
(2)	借受人に延滞が生じた場合において、明らかに完済見込みがないときや償還が相当長期間になると見込まれるときには、早期回収を図るため、連帯保証人への積極的な請求を行い、更には担保権の実行についても検討されたい。	貸付けの性格上、担保権を設定したものは少ないが、担保物件による回収の見込みがあるものについ	ては、担保権の実行による債権の回収を行い、また、連帯保証人に対して、債務の履行を求めてまいりたい。
(3)	回収手段がないものについては、費用対効果を考え、不納欠損処分を検討されたい。	また、現在、債権管理の手順を整備したものがな	いことから、債権の状況に応じて、連帯保証人への徵求や担保権の実行などの手順を示した債権管理マニュアルを作成しているところであり、これらを通して、未収金に対する早期解消を図つてまいりたい。

<p>(6) 現行の佐賀県中小企業高度化資金貸付規則は、同規則が根拠法としている中小企業総合事業団法が平成16年度に廃止され、新たに独立行政法人</p>	<p>中小企業基盤整備機構法が施行されたこと等に伴い、貸付事業や貸付利率が変わっているにもかかわらず、改正されいない。</p> <p>この間、借入の申請がなかなかたとはいえ、本来、根拠法等の改正の都度、改正すべきである。速やかに規定の整備を行われたい。</p>
--	--

		(4) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金の発生防止や回収等に関するマニュアルを整備されたい。
		他県においては不納欠損処分を実施したところもあると聞いており、他県の事例を参考にしながら不納欠損処分について検討してまいりたい。
		現在の債権管理については、マニュアル的なものが存在しないことから、担当者が数年で異動する中、適切な対応ができるように債権管理マニュアルの必要性を感じているところであります。現在、他県の例を参考に、整理しているところである。
8 佐賀県農業改良資金貸付金（生産者支援課）		
改善を要する事項	講じた措置内容	
(1) 債還金の収納、債権の保全、取立等の事務が佐賀県信用農業協同組合連合会に委託され業務を遂行されるよう指導されているが、責任をもつて委託業務を遂行されるよう指導されたい。	佐賀県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）に対し、債還金の収納、債権の保全、取立て等の事務について、委託契約に従い、適切に業務を遂行するよう指導を行った。	（2）連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。
(2) 連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。	本人が分割返済を行っている場合、返済を約して督促などは、本人のみに請求を行っているが、返済の約束が得られない場合は、連帯保証人に請求を行うこととしている。	本人が分割返済を行っている場合、返済を約して督促などは、本人からの債還が無い場合や、返済の約束が得られない場合は、連帯保証人に請求を行うこととしている。
9 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付金（生産者支援課）		
改善を要する事項	講じた措置内容	
(1) 取立等の事務が佐賀県森林組合連合会に委託されているが、責任をもつて委託業務を遂行	佐賀県森林組合連合会（以下「森連」という。）に対し、債還金の収納、債権の保全、取立て等の事務について、委託契約に従い、適切に業務を遂行するよう指導を行った。	他県においては不納欠損処分を実施したところもあると聞いており、他県の事例を参考にしながら不納欠損処分について検討してまいりたい。
10 同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付金（人権・同和対策課）		
改善を要する事項	講じた措置内容	
(1) すべての連帯保証人と協議するとともに、協議の進展次第によっては、法的措置も視野に入れ、早期に未収金の回収に努められたい。	連帯保証人である部族解放同盟佐賀支部長と返済について協議し、連帯保証人と佐賀県同和食肉事業協同組合代表理事等で返済について協議することになった。	また、主債務者である佐賀県同和食肉事業協同組合と連帯保証人の協議を促すため、所在の確認できる連帯保証人全員に対し、償還協力依頼書を送付した。
(2) 今後、本人の償還の状況に応じて、できるだけ早い時期に、連帯保証人に請求を行うこととした。	依頼書送付後も、償還に進展がない場合は、法的措置も視野に入れながら対応してまいりたい。	
第2 教育庁		
平成17年度行政監査の結果に基づき講じた措置について		
改善を要する事項	講じた措置内容	
(1) 生の償還意識を高めることが何よりも重要であり、この制度の趣旨を踏まえ、教育的見	現在、出願にあたっては、在学学校の担当教諭から、本人・保護者に将来返還が必要であることを十分説明することとしており、貸付決定後には、在学学校長から直接の指導を行うこととした。	（2）教育庁と連携して債権管理に当たることとしている。
1 佐賀県育英資金貸付金（教育庁総務課）		
改善を要する事項	講じた措置内容	
(1) 未収金の発生防止には、学	現在、出願にあたっては、在学学校の担当教諭から、本人・保護者に将来返還が必要であることを十分説明することとしており、貸付決定後には、在学学校長から直接の指導を行うこととした。	（2）教育庁と連携して債権管理に当たることとしている。
度の趣旨を踏まえ、教育的見		

地からの指導を徹底されたい。

(2) 上司は、部下が訪問催告等により把握した借受人の生活状況等や償還指導等について確認するなどして、未収金の徴収には組織的な取組をされたい。

その中で、どうしても回収困難なものについては、不納欠損処分することについても、併せて検討されたい。

が適切か検討することとした。

(3) 連帯保証人及び保証人の保証意思の確認は、より確実なものとするため、訪問、電話等により行われたい。

(4) 連帯保証人に対する請求は、借受人が滞納した場合、できるだけ早い時期に行われたい。

現在、督促時の指定納期限後において未納となつてゐるものへは、電話・訪問により督促を行つていとし、連帯保証人・保証人には実印と印鑑登録証明書の添付（誓約書提出時においては所得証明書の添付も）を義務付けた。

(5) 滞納が発生すれば、長期に及ぶ恐れがあることから、滞納者ごとの管理（貸付台帳、貸付申請書、償還状況記録、訪問指導記録、納付誓約書等）を確実に行うようにされたい。

現在は、Web方式による電算システムを構築しており、育英学生全員について、個別に情報（出願時情報・貸付情報・返還情報・応対情報など）の管理をしており、担当各自所有のパソコンから情報の閲覧・更新（応対情報等の登録）を可能とした。

また、育英学生との連絡状況についてはすべてシステム上に記録を残しており、対応状況が隨時確認できるようにした。

なお、長期・高額滞納者に関しては、訪問の都度誓約書の提出を求めているほか個人ごとの個別ファイルを作成した。

(6) 担当職員の債権管理事務の負担軽減や業務の効率化を図るため、未収金回収業務の難易度による分類基準を定め、その基準に基づいた債権管理を行うことを検討されたい。

講読料 1冊1冊 110円(税抜)
申込先 佐賀県総合支援本部総務課